

《福祉支援課》

1 生活保護について【根拠法令：生活保護法】

福祉保健局（中部福祉事務所）は三朝町及び琴浦町の住民に係る保護の決定を行い、被保護世帯への訪問・指導、保護費支払い事務など保護の実施機関としての業務を行っている。住民に最も身近な町は、保護申請等の受付・進達、保護費の交付など福祉事務所に協力している。保護の種類には、①生活扶助、②住宅扶助、③教育扶助、④介護扶助、⑤医療扶助、⑥出産扶助、⑦生業扶助、⑧葬祭扶助の8種類がある。

（1）平成23年度生活保護運営重点事項

ア 生活保護の実施水準の向上

生活保護の運営に当たっては、要保護者に健康で文化的な生活を保障し、自立助長を図るという生活保護法の趣旨を具現化することを基本方針に、適正な実施に努めるとともに実施水準の維持向上を図る。

- ・ 保護の適正実施の推進
- ・ 自立支援の推進
- ・ 医療扶助・介護扶助の適正運営の確保
- ・ 適正な債権管理
- ・ 業務の効率化と組織的な運営管理の推進

イ 被保護者に対する自立支援の促進

平成17年度から被保護者に対する支援について自立支援プログラム制度を導入し、またハローワークとの連携事業を活用しての就労支援や就労支援専門員による就労支援を行っている。就労自立支援に加え、日常生活自立支援、社会生活自立支援の3つのプログラムに基づき支援を展開することとしている。

- ① 一般就労の可能な者については、ハローワークや就労支援専門員と地区担当員が連携して就労に向けて支援する。
- ② 障がい、疾病、高齢等のために十分に就労ができない者については、障害者就業・生活支援センター、障害者地域生活支援センター、地域包括支援センター等と連携して日常生活向上、社会参加に向けて支援する。

ウ 福祉事務所の町村設置の支援

中部管内では、湯梨浜町・北栄町が平成23年度から福祉事務所を設置しており、同町に対し福祉事務所が起動に乗るまでの間、県職員1人を町に駐在及び随時巡回等支援を行う。

また、平成24年度より琴浦町が福祉事務所を設置する予定であり、同町に円滑な事務移譲が行えるよう職員の受入研修等の支援を行う。

（2）生活保護の実施体制

区 分	査 察 指 導 員	現 業 員
現 員	2人	3人
備 考	福祉支援課長、保護係長	1人は町福祉事務所支援職員

(3) 管内保護動向

市町村名	平成21年度 (平成22年3月末)			平成22年度 (平成23年1月末)		
	世帯数	人員	保護率 (%)	世帯数	人員	保護率 (%)
湯梨浜町	79	112	6.5	86	116	6.7
三朝町	31	41	5.7	35	45	6.3
北栄町	54	84	5.4	55	84	5.4
琴浦町	101	158	8.1	113	169	9.1
東伯郡計	265	395	6.7	289	414	7.1

※平成23年4月より県事務所所管は三朝町及び琴浦町に係るものだけとなった。

2 児童福祉について

家庭における養育機能の低下、児童虐待、DV等に対応するため、保育所、母子生活支援施設等の役割がますます重要になってきており、これらの施設の円滑な運営を支援していく。

(1) 保育所・児童館

保育所は倉吉市内に24か所、東伯郡内に32か所、児童館は倉吉市内に10か所、東伯郡内に7か所設置されている。当福祉保健局では、中部圏域の保育所及び東伯郡内の児童館の適正な運営確保のための指導監査、施設整備に係る事前調整などを行う。

(2) 母子生活支援施設・助産施設

ア 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のために就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談や助言等を行っている。

当福祉保健局では、上記保護者からの入所申込みがあったときは、その必要性を判断し、母子生活支援施設において母子保護を行う。

○圏域内の母子生活支援施設 (平成23年3月31日現在)

施設名	所在地	定員(世帯)
母子生活支援施設 倉明園	倉吉市上井550-3	20
母子生活支援施設 ブルーインター	倉吉市福守町407-14	30
小規模分園型母子生活支援施設 倉明園	倉吉市海田西町1丁目285	5

イ 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を行う。

○圏域内の助産施設 (平成23年3月31日現在)

施設名	所在地	定員(人)
鳥取県立厚生病院	倉吉市昭和町150	25

3 ひとり親家庭等の自立支援について

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐるさまざまな状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進

するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの諸事業を実施する。

(1) ひとり親家庭等相談

母子自立支援員を配置し、求職相談、資金貸付相談、生活一般の相談その他ひとり親家庭の相談に携わり自己決定・自己実現を支援する。

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、各市町役場窓口へ制度案内パンフレットを配置するとともに、随時、相談者の希望する日時・場所出張相談に応じる。

また、「ひとり親家庭ライフサポーター」（県連合母子会事業）が母子会に配置され、母子自立支援員と協力して相談に応じる。

(2) ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業等相談事業）

就労の支援については、ハローワークとの連携、資格取得支援、スキルアップのための職場体験研修の活用等により自立度の向上を支援する。

ア 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業により、ひとり親家庭の母又は父、寡婦に対する求職活動の支援を行う。

イ 特別相談の実施

ひとり親家庭等が抱えている複雑多岐な問題のうち、一般相談では解決できない問題について解決を図るため、専門家（弁護士等）による特別相談を実施する。

(3) 母子家庭等自立支援給付金事業

ア 母子家庭自立支援給付金事業

県が指定する職業能力開発のための講座受講料の一部を支給する。

- ① 支給額：受講料の4割相当額（上限10万円、下限4,001円）
- ② 対象者（次のすべての要件を満たす県内の町村に居住する母子家庭の母であって、事前に受給の相談のあった者）
 - i 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること。
 - ii 受給開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと。
 - iii 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- ③ 対象講座
 - i 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座
 - ii 就業に結びつく可能性の高い講座
 - iii その他、上記に準じ総合事務所長が地域の実情に応じて対象とする講座

イ 高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上修業する場合であり、かつ就労（育児）と修業の両立が困難な場合、生活費の負担軽減を図るため高等技能訓練促進費を支給する。

- ① 支給期間
修業期間の全期間（36か月を限度（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに就業している者に限る。））
- ② 支給基本額
訓練促進費：月額141,000円（市町村民税課税世帯は70,500円）
入学一時金：50,000円（市町村民税課税世帯は25,000円）修了後に支給
- ③ 対象資格
看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、その他知事が必要と認める資格
- ④ 対象者
次の要件をすべて満たす県内の町村に居住する母子家庭の母であって、資格を取得するために修業している者とし、事前に受給の相談のあった者
 - i 資格取得のため養成機関（2年以上）で修業していること

- ii 児童扶養手当の受給者又は同様の所得水準であること
- iii 就業（又は育児）と修業の両立が困難であると認められる者

（４）母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の自立を目的として、修学資金、就学支度資金をはじめとする12種類の貸付け事業を行う。

児童に係る資金（修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金）は、児童本人に対する貸付が可能で、その際は、連帯保証人が必要であるが、母親が連帯保証人となることも可能である。

※母親が連帯保証人となる場合には、保証能力を有していることが原則。

4 母子関係給付について

（１）不妊治療費等支援事業

次世代育成の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する経費の一部を助成（2回/年度、各17.5万円）する。

（２）医療給付

ア 養育医療【根拠法令：母子保健法】

未熟児は生理的に未熟なため疾病にかかりやすく死亡率も高い。また、心身の障がいを残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため医療を必要とする未熟児に対し、医療費の給付を行う。

イ 自立支援医療(育成医療)【根拠法令：障害者自立支援法】

身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すとみられる疾患がある児童で、治療によって確実なる効果が期待できるものに対し、医療費の給付を行う。